

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 29 年 7 月 14 日 答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1700076号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1700133号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和52年10月21日から同年11月1日に訂正し、同年10月の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

昭和52年10月21日から同年11月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和52年10月21日から同年11月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和52年10月21日から同年11月1日まで

昭和52年3月21日にA社に入社、同年11月1日付けで転勤したが、転勤前の10月21日から11月1日までの期間の厚生年金保険の記録がない。この期間においても勤務を継続しており、給与支給と厚生年金保険料控除もあったと思うので、調査して、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の雇用保険の記録、B社から提出された請求者の人事記録及び請求期間に係る同僚の給与明細書により、請求者は、請求期間においてA社に継続して勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、上記人事記録及びB社の陳述により、昭和52年11月1日とすることが妥当である。

また、昭和52年10月の標準報酬月額については、請求者のA社における同年9月の厚生年金保険の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、昭和52年10月21日から同年11月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているが、請求者に係る厚生年金保険の記

録における資格喪失年月日が当時のC厚生年金基金の記録における資格喪失年月日である同年10月21日となっており、社会保険事務所及び厚生年金基金の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者に係る同年10月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1700015号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1700132号

第1 結論

請求期間について、請求者のA法人における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和59年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成19年12月
② 平成20年3月
③ 平成20年6月
④ 平成20年12月
⑤ 平成21年3月
⑥ 平成23年3月

A法人B保育園から請求期間に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の被保険者記録に標準賞与額の記録がない。調査の上、これらの賞与を記録し、将来の年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者の請求期間に係る賞与についてA法人の事業主は、請求期間当時の資料の所在が分からないため提出することができず、賞与からの厚生年金保険料の控除の有無は定かではない旨陳述しており、文書照会にも回答がないことから、請求期間における賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求期間①から⑤については、請求者の住所地であるC市は、請求者に係る住民税課税資料の保管状況について、平成21年度(平成20年分)以前の課税資料は保存年限が経過しているため確認できず、平成22年度(平成21年分)については未申告であると回答している。

さらに、請求期間⑥については、請求者のC市の後の住所地であるD市から提出された請求者に係る平成24年度(平成23年分)の住民税決定証明書の内容を検証したところ、請求者が平成23年3月31日にA法人を退職した後に勤務したE法人F保育園に係る所得及び社会保険料額のみが申告されていたことが認められることから、A法人における賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、請求者は、A法人における給与及び賞与の支給方法は現金支給であったが一時期は金融機関への振込みにより支給された記憶がある旨陳述しているため、振込先とする金融機関に照会を行ったが、請求期間に係る同事業所からの振込みを確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①、②、③、④、⑤及び⑥に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1700040号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1700134号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和56年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成18年11月30日
② 平成19年12月28日
③ 平成23年8月
④ 平成24年8月

ねんきん定期便の記載内容を確認したところ、勤務していたA事業所から支給された請求期間①から④までの4回分の賞与が、厚生年金保険の記録となっていないことがわかった。いずれも通常の賞与とは別に、各請求期間の給与に含まれた特別給が賞与として支給されていた。請求期間①は20万円、請求期間②は15万円、請求期間③と④は、それぞれ約15万円が支給されたと思う。請求期間①及び②の給与支払明細書を提出するので、正しい記録に訂正し、将来の年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①及び②について、請求者は、給与に含まれた特別給が賞与としてA事業所から支給されたと主張しており、請求者から提出された請求期間の給与支払明細書において、請求期間①は20万円、請求期間②は15万円の特別給が支給されていることが確認できる上、請求期間当時の同僚の一人は、賞与が給与に含まれて支給されたと理解している旨回答しており、その同僚から提出された請求期間①及び②の給与支払明細書により、請求者と同様に特別給が支給されていることが確認できる。

しかしながら、事業主は、給与に含まれた特別給について、原則として、本来の税理士業務以外の関与先拡大や保険契約などの成功報酬出来高払いの成果に対する特別の支給であり、それとは別に、試験勉強や開業準備支援のための生活支援を目的として、正規の給与に上乗せして支給することもあり、各請求期間に支給した特別給は、労働の対償ではなく、賞与として支

給したわけではない旨回答及び陳述している。

一方、日本年金機構は当該特別給を標準賞与額の対象となる賞与と判断できるかについては、判断ができないと回答している。

また、事業主は、請求者の請求内容どおりに請求期間①及び②の厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出及び厚生年金保険料の納付を行ったか否かについては、当時の資料がなく不明と回答しているところ、A事業所が当時加入していたB厚生年金基金（以下「基金」という。）から提出された請求者の基金加入員台帳において、請求期間①及び②の賞与記録はなく、同基金は、前述の同僚を含む加入員全員の請求期間①及び②に係る賞与支払届は、当該事業所から提出されていない旨回答及び陳述している。

さらに、請求者から提出された請求期間①に係る給与支払明細書により、控除されている厚生年金保険料額（基金掛金分を除く。以下同じ。）は、オンライン記録の標準報酬月額に見合う保険料額（8,875円）を超える額（9,918円）が控除されており、基金の免除率を誤って適用したことが推認できることから、特別給として支給された額に相当する標準賞与額（20万円）に見合う厚生年金保険料額（10,442円）は、控除されていないことが確認できる。

加えて、請求期間②に係る給与支払明細書により、控除されている請求者の厚生年金保険料額（10,256円）は、オンライン記録の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料額（10,256円）と一致しており、特別給として支給された額に相当する標準賞与額（15万円）に見合う厚生年金保険料額（8,097円）は控除されていないことが確認できる。

また、前述の同僚から提出された請求期間①及び②の給与支払明細書において控除されている厚生年金保険料額についても、請求者と同様に特別給として支給された額に相当する標準賞与額に見合う厚生年金保険料額は、控除されていないことが確認できる。

2 請求期間③及び④について、請求者は、給与に含まれた特別給が賞与として各請求期間の給与に約15万円が含まれて支給された旨主張しているところ、事業主から提出された請求者に係る平成23年分及び平成24年分の賃金台帳により、各請求期間の前月である7月に、平成23年は特別手当が20万円、平成24年は特別給が20万円支給されていることが確認できる。

また、複数の同僚は、各請求期間又はその前月において特別給又は特別手当が給与に含まれて支給されたと回答しており、そのうちの一人は、事業所から職員全員の前で賞与を今月の給料に特別手当として支給している旨の説明を受けたと回答しているところ、複数の同僚から提出された各請求期間の前月の給与支払明細書により、特別手当が支給されていることが確認できる。

しかしながら、事業主は、特別手当は、特別給以外の手当であり、生活最低保障に関する支弁などを含んだ生活支援を目的とした支給であり、各請求期間の前月に支給した特別手当は、労働の対償ではないことから、各請求期間の前月に賞与は支給していないと回答及び陳述しているところ前述の平成23年及び平成24年の賃金台帳の賞与支給実績欄にも各請求期間の前月に賞与が支給されたことについて記録されていない。

一方、日本年金機構は、当該特別給又は特別手当を標準賞与額の対象となる賞与と判断できるかについては、判断ができないと回答をしている。

さらに、事業主は、請求者の請求内容どおりに請求期間③及び④の前月に支給された特別手当又は特別給について、厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出及び厚生年金保険料の納付を行ったか否かについては、賞与を支給していないため届出及び納付をしていないと回答しているところ、基金から提出された請求者の基金加入員台帳において請求期間③及び④の各前月に賞与記録はない。

加えて、同基金は賞与記録について、前述の複数の同僚を含む加入員全員の請求期間③及び④の前月に係る賞与支払届は、当該事業所から提出されておらず、平成 23 年は同年 12 月 26 日、平成 24 年は同年 12 月 28 日に支給された各 1 回の賞与についてのみ事業主から届出があった旨陳述している。

また、事業主から提出された前述の平成 23 年分の賃金台帳により、特別手当が支給された請求期間③の前月において、控除されている厚生年金保険料額（11,858 円）（基金掛金分を除く。以下同じ。）は、オンライン記録の標準報酬月額（20 万円）に見合う保険料額（11,858 円）と一致しており、当該特別手当として支給された額に相当する標準賞与額（20 万円）に見合う厚生年金保険料額（11,858 円）は控除されていないことが確認できる。

さらに、事業主から提出された前述の平成 24 年分の賃金台帳により、特別給が支給された請求期間④の前月において、控除されている厚生年金保険料額（13,433 円）は、オンライン記録の標準報酬月額（22 万円）に見合う保険料額（13,433 円）と一致しており、当該特別給として支給された額に相当する標準賞与額（20 万円）に見合う厚生年金保険料額（12,212 円）は控除されていないことが確認できる。

加えて、複数の同僚から提出された請求期間④の前月に係る給与支払明細書において、特別手当として支給された額に相当する標準賞与額に見合う厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

なお、事業主は、提出した前述の平成 24 年分の賃金台帳における 7 月の特別給の記載は、特別手当として支給された内容である旨回答及び陳述している。

3 このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。